

毎週火、金曜日発行（但休日当る日）（翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
公有水面埋立により土地があらたに生じたことについての届出
公有水面埋立地の区域編入
字の区域の変更
昭和三十七年九月四日付け鳥取県告示第四八九号中訂正
- ◇正誤 昭和三十九年九月一日付け鳥取県告示第五百十号中訂正

告示

鳥取県告示第五百九十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の

申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録、関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。
昭和三十九年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号	番号	氏名	登録年月日
鳥国医一	〇六一	的場 邦和	昭和三十九年八月十五日
"	一、〇六四	宮脇 昌二	"
"	一、〇六五	三原 浩三	九月 五日
"	一、〇六六	金居 義明	"

鳥取県告示第五百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、公有水面の埋立により鳥取市の区域内に次の土地があらたに生じたことについて鳥取市長から届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
昭和三十九年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 鳥取市湖山町字新開ノ三地主
 一三、九五〇平方メートル
 鳥取市湖山町字西代地主
 六、一八一平方メートル

鳥取県告示第五百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月二十日から、鳥取市湖山町字新開ノ三地主公有水面埋立地一三、九五〇平方メートルを同町字新開の区域に、鳥取市湖山町字西代地主公有水面埋立地六、一八一平方メートルを同町字西代の区域にそれぞれ編入することに定めた旨鳥

取市長から届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
 昭和三十九年十月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡名和町の字の区域を次のとおり変更した旨名和町長から届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
 昭和三十九年十月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

大字	変	更	前	大字	変	更	後	変
名和	西馬郡	中長者原	地番	名和	東馬郡	東長者原	地番	変更事由
〃	〃	〃	四三八一	〃	〃	〃	四六五	地形状のため
〃	〃	〃	二	〃	〃	〃	四	合筆のため
〃	〃	〃	五三五	〃	〃	〃	六	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	六	〃
〃	〃	〃	五三六	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃

大字	変	更	前	大字	変	更	後	変
名和	西馬郡	中長者原	地番	名和	東馬郡	東長者原	地番	変更事由
〃	〃	〃	五五四	〃	〃	〃	五五六	〃
〃	〃	〃	六二二	〃	〃	〃	六一〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	〇	〃
〃	〃	〃	六二二	〃	〃	〃	六一〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	〇	〃
〃	〃	〃	六一四	〃	〃	〃	六一〇	〃
〃	〃	〃	六一五	〃	〃	〃	六一〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	〇	〃
〃	〃	〃	六一七	〃	〃	〃	六一〇	〃
〃	〃	〃	六八二	〃	〃	〃	七一九	〃
〃	〃	〃	六八四	〃	〃	〃	七二〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	六八七	〃	〃	〃	六七八	〃
〃	〃	〃	七	〃	〃	〃	七二〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	六八四	〃	〃	〃	七二〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	七五四	〃	〃	〃	七三八	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	八二二	〃	〃	〃	八四〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	八七三	〃	〃	〃	九〇六	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	九三九	〃	〃	〃	九一〇	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃
〃	〃	〃	九三〇	〃	〃	〃	九五一	〃
〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	一	〃

上菅浦谷	九三一	上菅浦谷	九三一	*
"	九三二	"	九三二	"
"	九三三	"	九三三	"
"	九三四	"	九三四	"
上坂ノ平	一、一八一	天王ノ前	一、三二九	分筆のため
四反田	一四〇一三	上山崎	一、四五九	地形状のため
清水ノ前	一、三八九	"	一、四六五	"
"	一、三八八	"	一、四六五	"
西坪	三九一四	一鉢	六五	合筆のため
東坪	二六八一	屋敷	一一三一	"
西坪	四七五	矢ヶ坪	五五〇	"
下山王	四七五	"	五五〇	"
"	四七五	"	五五〇	"
"	四七五	"	五五〇	"
矢ヶ坪	五五二	下別所谷	五七五	"
"	五五三	"	五七四	"
"	五六二	"	五六九	"
原口	五六八	"	五六九	"
"	五六七	"	五七〇	"
"	五六七	"	五七〇	"

正 誤

昭和三十七年九月四日付け鳥取県告示第四百八十九号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 十六 千貫寿直 千貫素直

昭和三十九年九月一日付け鳥取県告示第五百十号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 終りから三 須田 幸弘 須貝 幸弘

御建山	六六四	下高尾原	六八四	一
文珠平	七一七	枝谷	七二三	一
下中畝	八七八	中馬峪	八六八	一
岩屋頭	一、一四二	岩屋谷	九八九	一
"	一、一四三	"	九八九	一
小山	一、〇五七	西原際	一、〇六四	一